

大規模氾濫等に関する減災対策の 取り組み状況について

令和7年6月16日（月）
香川県大規模氾濫等減災協議会

目 次

1	洪水浸水想定区域図の作成	P 1
2	土砂災害警戒区域等の指定	P 6
3	ハザードマップの改良	P 9
4	災害リスクの現地表示	P 12
5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進	P 15
6	水害・土砂災害に関する広報の充実	P 19
7	防災教育の促進	P 20
8	避難訓練への地域住民の参加促進	P 25
9	タイムラインの策定	P 29
10	水防情報システムからの河川水位等の自動通知	P 33
11	自然災害伝承碑について	P 36
12	出水対策について	P 40
13	災害復旧事業に関する留意事項	P 42

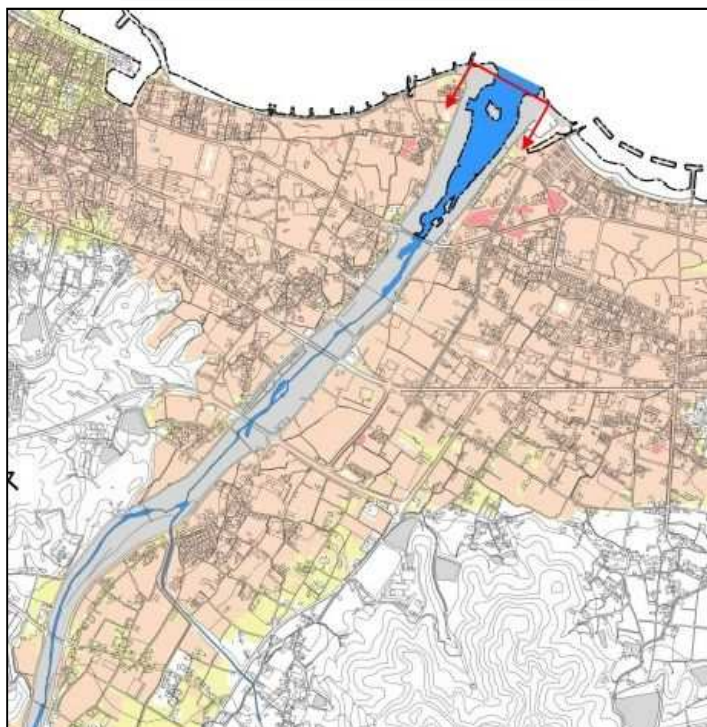
1 洪水浸水想定区域図の作成(1/5)

(1) 概要

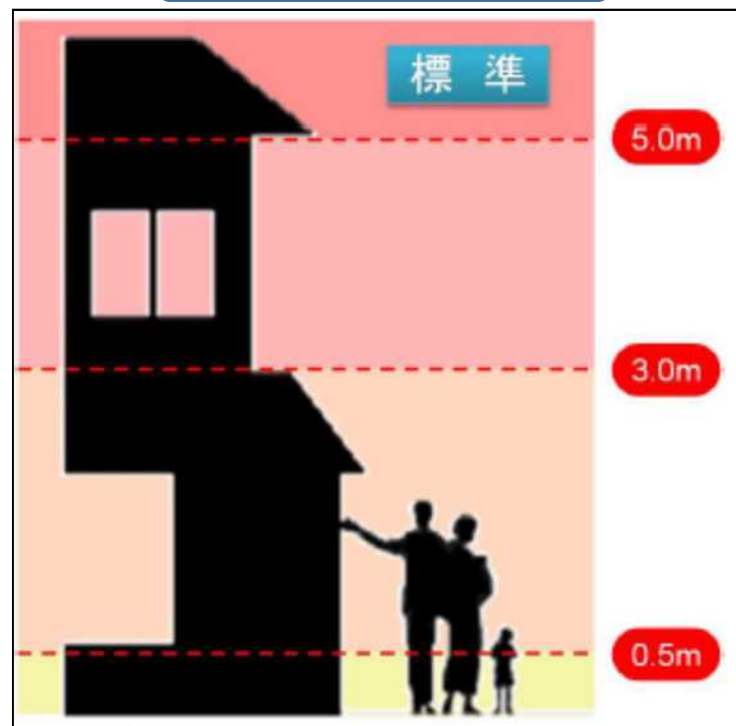
□洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨によって対象とする河川が氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

洪水浸水想定区域図



浸水深の表示区分



浸水深の表示区分は、**建物内にいる人のリスク区分**、及び**大人が避難できる水深**を考慮した表示区分により設定。（「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」より）

5.0m以上：2階水没 3.0m以上：2階浸水 0.5m以上：1階浸水 0.5m未満：床下浸水（大人の移動困難）

1 洪水浸水想定区域図の作成 (2/5)

(1) 概要

□法律の改正

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(R3. 5. 10公布、R3. 7. 15・R3. 11. 1施行)に伴い、水防法や河川法等が改正されました。

洪水浸水想定区域の指定対象となる河川として、「洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当するもの」が追加されました。(水防法第14条)

□改正の趣旨

水防法の改正により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、**周辺に住宅等の防護対象のあるもの**について指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされました。

⇒ 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大

①洪水予報河川・水位周知河川

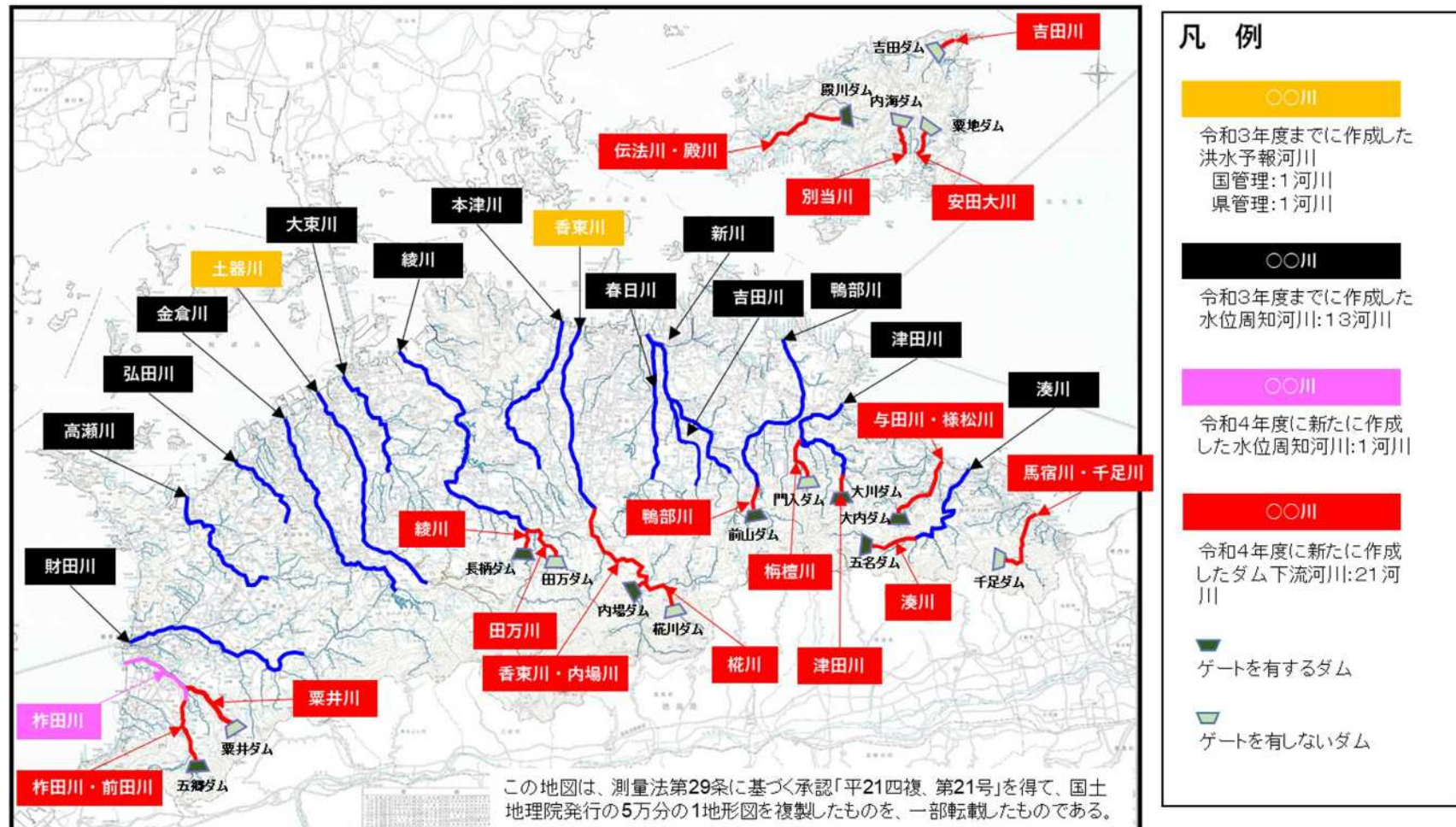
(追加) ②**県管理河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして
国土交通省令で定める基準に該当するもの
・ダム下流河川 ・小規模河川**

1 洪水浸水想定区域図の作成 (3/5)

(2) 取り組み状況

□水位周知河川・ダム下流河川

令和4年5月に水位周知河川に指定した**柞田川**について、洪水浸水想定区域図を公表し、それ以外について、平成31年3月～令和3年5月、土木部が管理している**16ダムの下流河川全21河川**については、令和4年5～7月に洪水浸水想定区域図を公表しました。

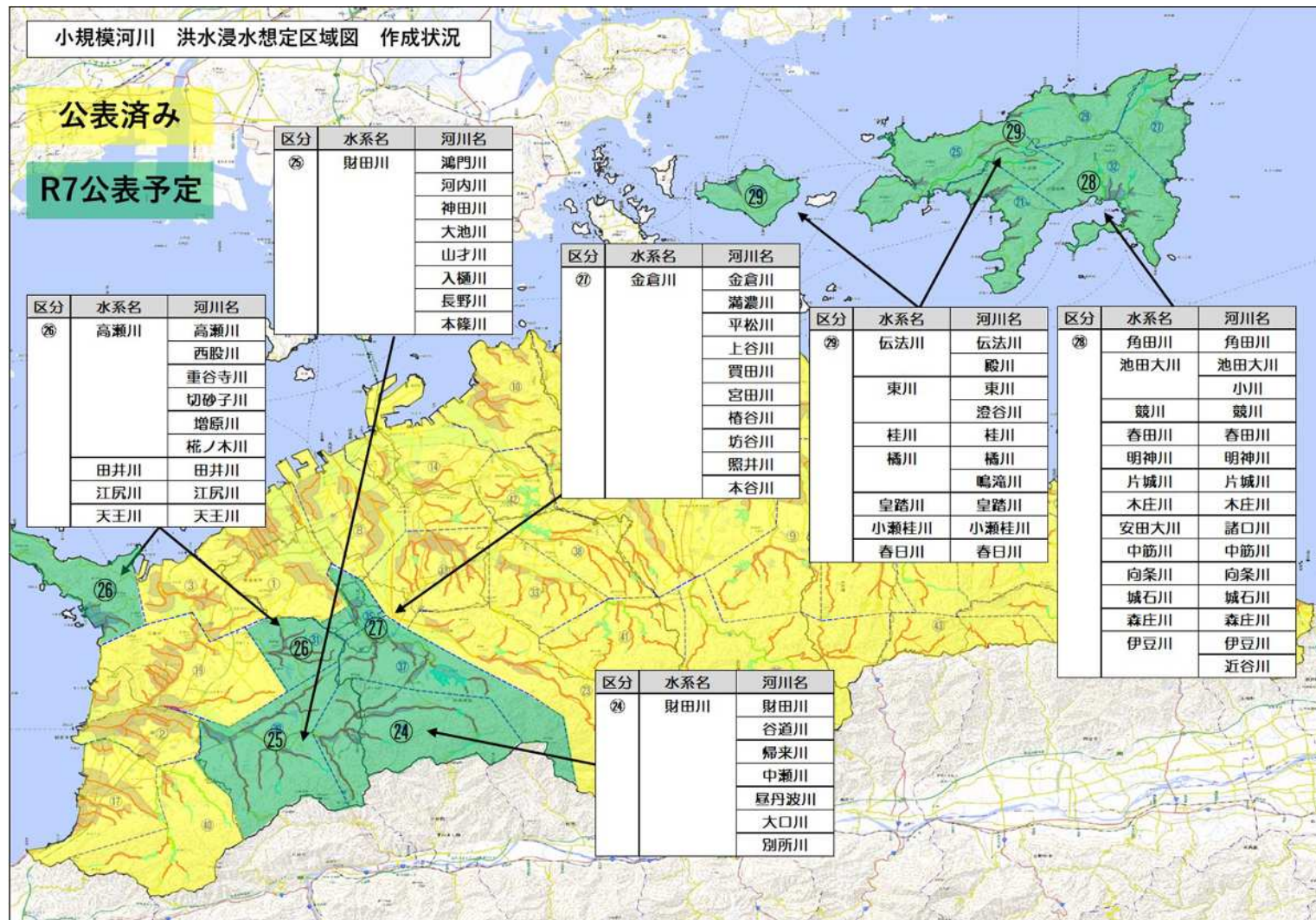


1 洪水浸水想定区域図の作成 (4/5)

(2) 取り組み状況

□今後の取り組み（小規模河川）

対象となる283河川のうち、224河川については令和6年12月までに公表が完了し、残り59河川については、今年の12月末に洪水浸水想定区域図を公表予定です。



1 洪水浸水想定区域図の作成 (5/5)

(2) 取り組み状況

小規模河川の洪水浸水想定区域図の作成については、令和7年度末までの完成を目指しております。（ハザードマップの更新は令和8年度末まで）

各市町にある全ての小規模河川の洪水浸水想定区域図の公表が完了する時期

関係市町	時期（予定）
多度津町	令和5年3月
高松市、丸亀市、宇多津町	令和6年3月
坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、観音寺市	令和6年12月
善通寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、琴平町、まんのう町	令和7年12月

【協力依頼】

洪水浸水想定区域に指定された場合は、下記の作業を実施していただくようお願いいたします。

- ・ 地域防災計画の修正
- ・ ハザードマップの作成
- ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施依頼

2 土砂災害警戒区域等の指定(1/3)

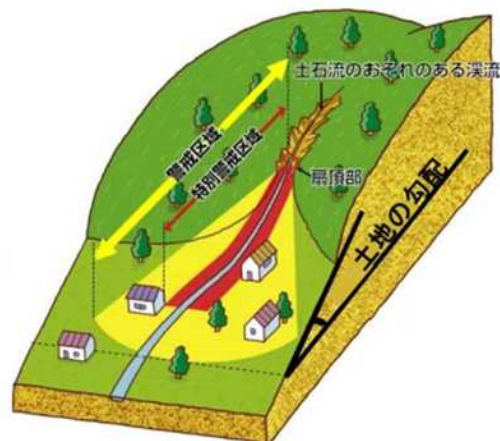
(1) 概要

□概要

平成13年度に施行された「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等の土砂災害のおそれがある土地について、地形・地質等の状況及び土砂災害防止施設等の設置状況や過去の土砂災害に関する調査（以下、基礎調査という。）を行い、土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の指定を進めています。

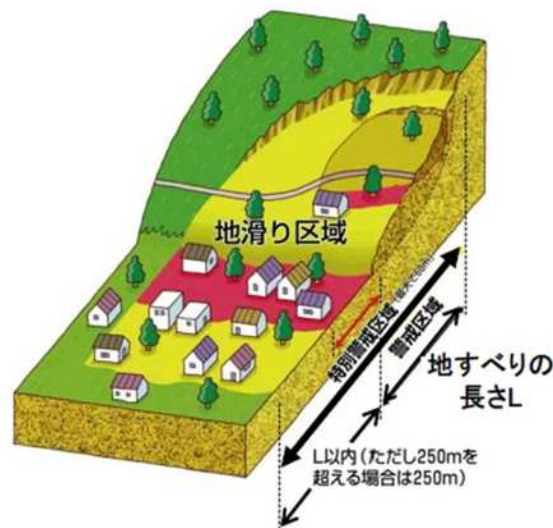
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



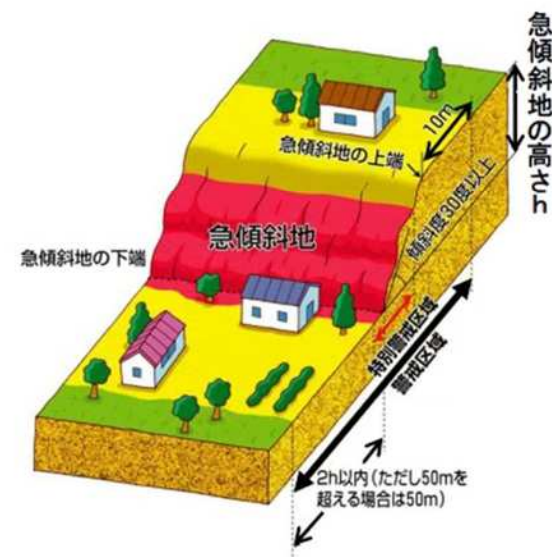
地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



出典：国土交通省HP

2 土砂災害警戒区域等の指定(2/3)

(2) 取り組み状況

□市町別公表・指定一覧表

令和7年度6月現在

市町	公表		指定	
	イエロー	レッド	イエロー	レッド
高松市	1,722	1,503	1,721	1,502
丸亀市	370	252	370	252
坂出市	147	115	147	115
善通寺市	126	104	126	104
観音寺市	301	217	301	217
さぬき市	633	534	632	532
東かがわ市	553	476	551	474
三豊市	1,543	1,265	1,543	1,265
土庄町	283	203	283	203
小豆島町	441	266	441	266
三木町	266	238	260	232
直島町	107	99	107	99
宇多津町	30	24	30	24
綾川町	476	428	476	428
琴平町	40	27	40	27
多度津町	79	54	79	54
まんのう町	931	818	931	818
計	8,048	6,623	8,038	6,612

□ 土砂災害警戒区域等は公表しているが、土地所有者等の同意が得られず、指定ができていない箇所については、県と市で連携しながら指定に向けて土地所有者への説明を行います。

2 土砂災害警戒区域等の指定 (3/3)

(2) 取り組み状況

□今後の取り組み

○既公表箇所の見直し

地形改変や県・市町により工事が実施された箇所について、見直しの基礎調査を行っています。
見直し基礎調査の結果、指定範囲の変更が必要となった箇所については、解除・再指定を行います。

○新たな区域指定に向けた基礎調査

令和5年度 : 高精度な地形情報を用いて、土砂災害が発生する
おそれがある箇所の抽出

令和6年度 : 抽出した箇所の砂防基盤図の作成

令和7年度 : 抽出した箇所の砂防基盤図の作成

令和8年度～ : 基礎調査、新たな土砂災害警戒区域の公表・指定



※砂防基盤図 : 区域指定に使用する地形図

砂防基盤図イメージ

【協力依頼】

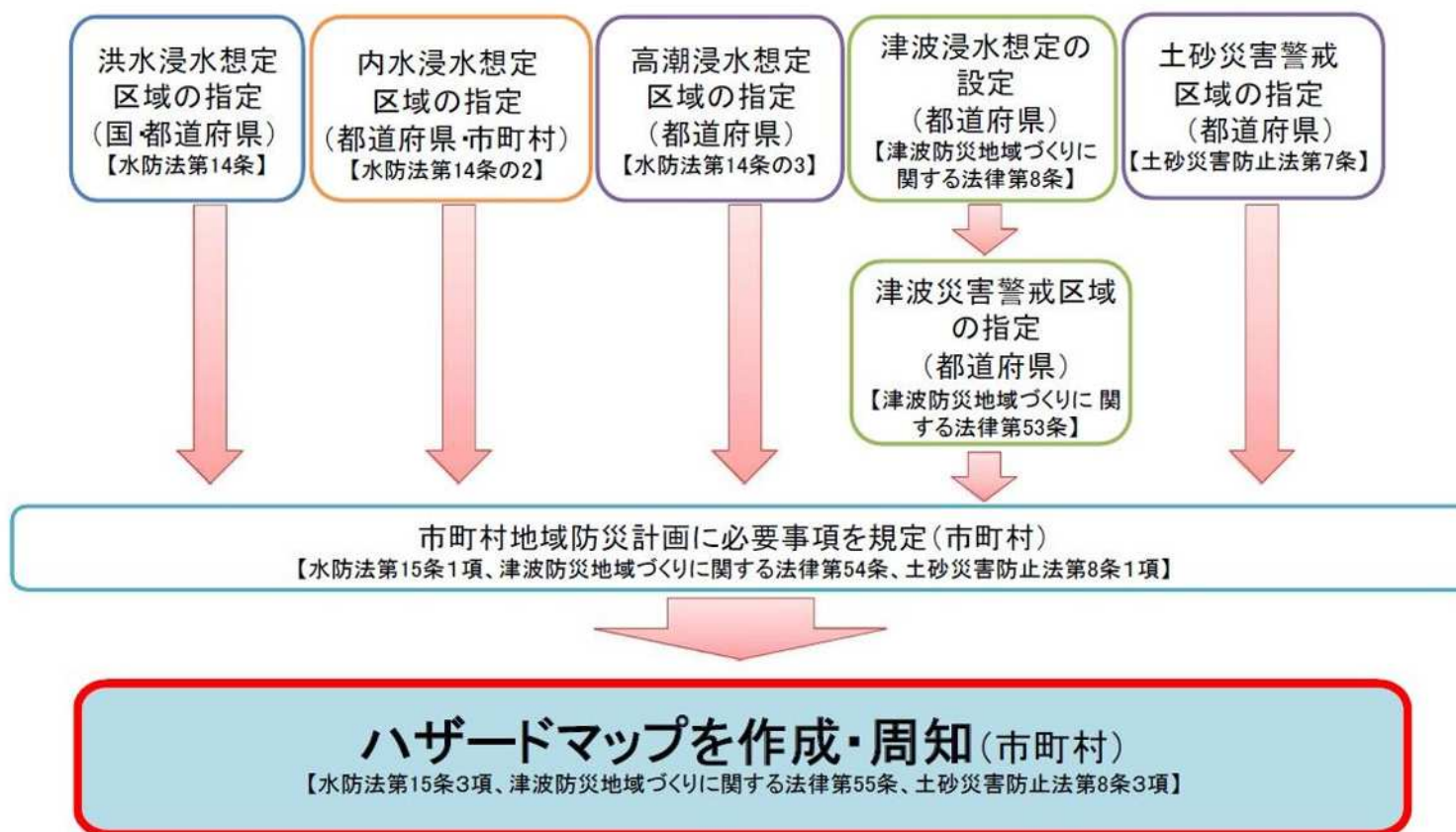
新たな区域指定を今後数年かけて行う予定ですが、区域指定の説明会などの地元調整をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

3 ハザードマップの改良(1/3)

(1) 概要

□ハザードマップに関する法制度

ハザードマップの作成・周知に関する法制度は、「水防法」「津波防災地域づくりに関する法律」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に規定されており、主な内容は以下の通りです。



出典：国土交通省HP

3 ハザードマップの改良(2/3)

(1) 概要

- 水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシートの活用について【事務連絡】
- 他県の会計実地検査において、水防法や手引き等において記載する必要がある事項が記載されておらず、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されていない事例が確認され、下記に示すような事務連絡が発出されています。

事務連絡
令和5年9月13日

各都道府県 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 課長補佐

水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシートの活用について（依頼）

国土交通省では、水害ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、従来、洪水、内水、高潮、津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合し、新たに早期の立退き避難が必要な区域を設定することなどを示した「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月25日国水環防第4号制定、令和5年5月30日事務連絡改定、以下、「手引き」という。）を作成し、都道府県を通じて市区町村に通知し、市区町村は手引きに基づき水害ハザードマップを作成しているところである。

しかしながら、今般、会計実地検査において、水防法等又は手引きにおいて記載する必要があるとされている事項が記載されておらず、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されていない事例が確認された。

ついては、水害ハザードマップに記載が必要な事項について周知徹底するため、市区町村が必要な事項に漏れがないかを自ら点検でき、さらに視認性を確保しつつ地図面に記載すべき事項を記載するなどした事例を添付したチェックシートを作成したので、水害ハザードマップ作成時等に本チェックシートを活用し、適切に対応されたい。

なお、本件については、都道府県から管内市区町村に対して周知されるよう依頼されたい。

水害ハザードマップ作成チェックシート（洪水）				
分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄（洪水）	「水害ハザードマップ作成の手引き」章番号
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について				
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに関する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを防がない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細図を利用することができる。）	洪水1 事例①	☐	3.4.1
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に津波物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せま上げ）を加えた水位）を用いているか。		☐	3.4.1
2：土砂災害警戒区域について				
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	洪水2 事例①	☐	3.4.5
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習欄に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	洪水2 事例②		3.4.5
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）				
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等危険想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し記載しているか。（家屋倒壊等危険想定区域のみの記載としない。）	洪水3 事例①	☐	3.4.6
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の取組を地図上に簡潔に示しているか。	洪水3 事例②	☐	3.4.6
	③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の取組を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習欄に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	洪水3 事例③		3.4.6
4：避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）				
	① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。	洪水4 事例①	☐	3.4.7
	② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	洪水4 事例②	☐	3.4.7
	③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習欄に明示するなどの措置を講じているか。	洪水4 事例③-1 事例③-2		3.4.7
	④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難		☐	3.4.7

3 ハザードマップの改良(3/3)

(2) 取り組み状況

□今年度の取り組み

今年度は、各種の区域指定の変更や追加に伴い、以下の市町において、ハザードマップの更新を行っています。

令和7年度：ハザードマップ更新予定

市町名	ハザードマップの種類		
	洪水浸水	高潮浸水	土砂
坂出市	○		
さぬき市	○		○
三木町	○		○

□今後の取り組み

今後、各種の区域の指定や変更があった箇所について、順次、ハザードマップを更新していくこととしています。

なお、令和8年度は、以下の市町において、ハザードマップの更新を予定しています。

令和8年度：ハザードマップ更新予定

市町名	ハザードマップの種類			
	洪水浸水	高潮浸水	土砂	津波
坂出市				○
さぬき市				○
東かがわ市				○
三豊市	○	○	○	○
小豆島町				○
綾川町	○		○	
多度津町	○	○	○	○
まんのう町	○		○	

【協力依頼】

各市町において、ハザードマップを更新した際には、資料の提供をお願いします。

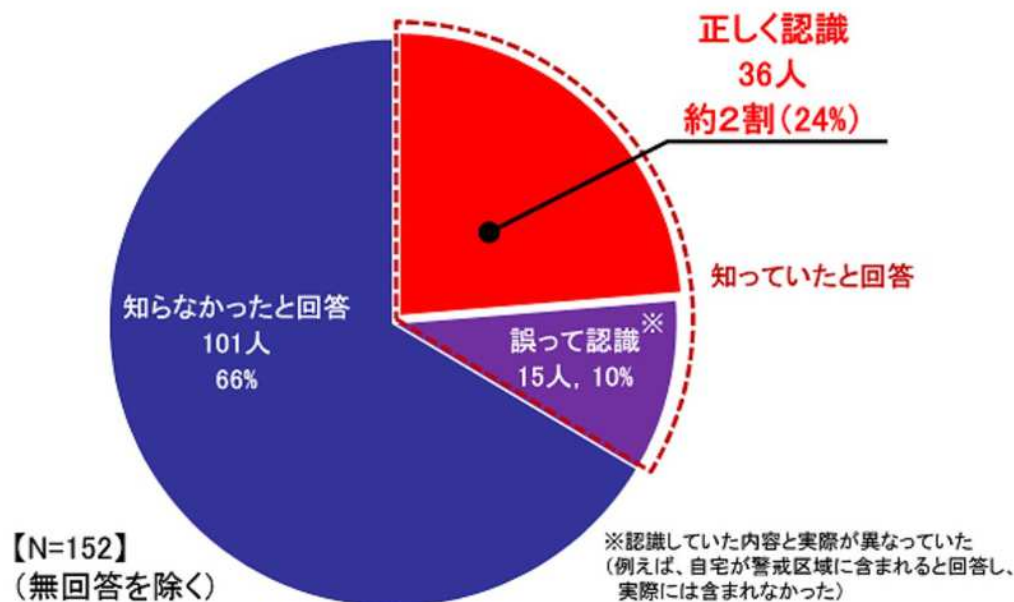
4 災害リスクの現地表示(1/3)

(1) 概要

□概要

平成30年7月豪雨による被害地域において、国が実施しているアンケート調査によると、自宅が土砂災害警戒区域に含まれているかどうかを正しく認識していた人が約2割しかないという結果も示されており、住民の方々の土砂災害警戒区域等への認知度が向上するよう、土砂災害警戒区域等を表示した看板を公民館等に設置します。

【問】 自宅が土砂災害警戒区域に含まれているか（又は含まれないか）知っていましたか。



出典：国土交通省事務連絡

4 災害リスクの現地表示 (2/3)

(2) 取り組み状況

□これまでの取り組み

昭和49年や昭和51年に大きな災害が発生している小豆地域から、現地表示を実施。

(令和3年度)

土庄町、小豆島町：23箇所

(令和4年度)

土庄町、小豆島町：22箇所



□整備計画（令和5年度から）

8,048箇所の土砂災害警戒区域の現地表示を効果的に進めるため優先度評価を行う。

・対象区域の抽出

保全人家50戸以上

（過去に災害実績のある箇所
→県内297区域抽出

砂防関係施設が未整備で、保全人家の多い区域から順に整備することとする。

令和6年度までで 県内175箇所に看板を設置

4 災害リスクの現地表示(3/3)

(3) 今後の取り組み

□設置に関する手続き

○設置場所

市町の所有地・施設の場合

…県は工事着手前に使用許可、占用許可など必要な手続きを行う。

民間の所有地・施設の場合

…市町は工事着手前までに土地所有者と使用に関する承諾書を交わし、
県は市町から承諾書の写しをもらい受ける。

○維持管理

県が看板の維持管理を行う。また、看板設置後に土木統合台帳に必要な情報を登録する。

□今後の取り組み

優先度の高い297区域については、令和6年度中に概ねの区域で整備完了し、
残る区域についても、令和7年度以降順次整備する予定です。

【協力依頼】

設置箇所や表示内容の検討等ご協力いただいているところですが、土砂災害警戒区域等の認知度向上に向け、引き続き事業へのご協力をよろしくお願いします。

5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(1/4)

(1) 概要

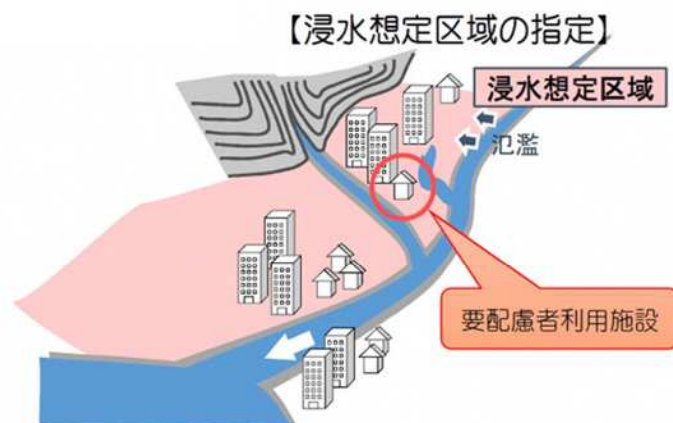
□要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設です。

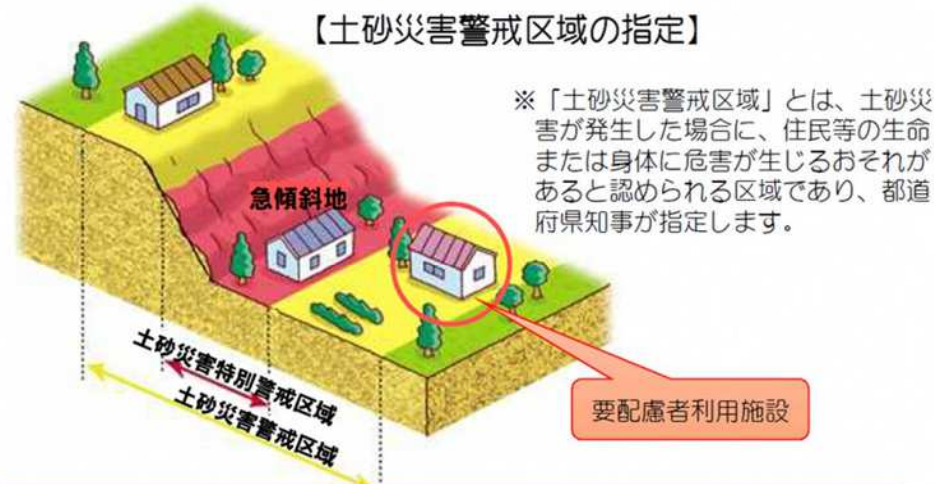
□平成29年の水防法等の一部改正

高潮及び洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務となりました。

対象となるのは、要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



出典：国土交通省HP

5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(2/4)

(2) 取り組み状況

□昨年度の取り組み

【避難確保計画作成】

情報共有や施設管理者へ作成依頼など、これまで行ってきた取り組みにより、1年間で作成済み施設が**183箇所**の増となりました。(作成率：75%→73%)

(令和5年9月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設	避難確保計画		対象施設	避難確保計画		対象施設	避難確保計画	
	件数	作成件数	作成率	件数	作成件数	作成率	件数	作成件数	作成率
高松市	575	430	75%	79	75	95%	371	182	49%
丸亀市	159	114	72%	13	12	92%			
坂出市	82	82	100%	12	12	100%	65	65	100%
善通寺市	28	28	100%	7	7	100%			
観音寺市	46	36	78%	6	5	83%			
さぬき市	19	18	95%	15	13	87%			
東かがわ市	17	13	76%	6	1	17%			
三豊市	48	25	52%	17	13	76%			
土庄町				10	10	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	15	14	93%	3	3	100%			
直島町				4	4	100%			
宇多津町	33	31	94%				33	33	100%
綾川町	12	10	83%	2	2	100%			
琴平町	23	14	61%						
多度津町	59	59	100%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	9	100%			
計	1,131	889	79%	203	185	91%	469	280	60%



(令和6年9月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設	避難確保計画		対象施設	避難確保計画		対象施設	避難確保計画	
	件数	作成件数	作成率	件数	作成件数	作成率	件数	作成件数	作成率
高松市	565	506	90%	80	77	96%	367	235	64%
丸亀市	170	131	77%	12	11	92%	78	60	77%
坂出市	145	82	57%	12	12	100%	107	65	61%
善通寺市	34	32	94%	7	7	100%			
観音寺市	46	36	78%	6	5	83%			
さぬき市	38	18	47%	13	13	100%	29	0	0%
東かがわ市	17	13	76%	5	1	20%			
三豊市	45	28	62%	16	13	81%	59	0	0%
土庄町				12	12	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	19	14	74%	3	3	100%			
直島町				4	4	100%			
宇多津町	33	31	94%				33	0	0%
綾川町	12	10	83%	2	2	100%			
琴平町	28	14	50%						
多度津町	59	59	100%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	9	100%			
計	1,226	989	81%	201	188	94%	673	360	53%

5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(3/4)

(2) 取り組み状況

□今年度の取り組み

【避難訓練実施】

昨年度（9月末時点）の避難訓練の実施率は**全体平均で約14%**と、まだまだ低い状況です。

（令和6年度実施数_9月末時点）

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練	
		実施数	実施率		実施数	実施率		実施数	実施率
高松市	565	64	11%	80	4	5%	367	33	9%
丸亀市	170	43	25%	12	6	50%	78	16	
坂出市	145	0	0%	12	0	0%	107	0	0%
善通寺市	34	28	82%	7	1	14%			
観音寺市	46	2	4%	6	0	0%			
さぬき市	38	0	0%	13	0	0%	29	0	0%
東かがわ市	17	0	0%	5	1	20%			
三豊市	45	16	36%	16	4	25%	59	0	0%
土庄町				12	12	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	19	4	21%	3	1	33%			
直島町				4	3	75%			
宇多津町	33	0	0%				33	0	0%
綾川町	12	6	50%	2	2	100%			
琴平町	28	9	32%						
多度津町	59	4	7%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	9	100%			
計	1,226	191	16%	201	62	31%	673	49	7%

5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(4/4)

(2) 取り組み状況

□今後の取り組み

令和3年3月に高潮浸水想定区域図、令和4年7月にダム下流河川、令和5年3月31日、11月30日、令和6年3月29日及び12月26日に小規模河川の洪水浸水想定区域図を公表しており、今年の12月に小規模河川の洪水浸水想定区域図を新たに公表する予定です。そのため、避難確保計画の作成等が必要となる要配慮者利用施設が増える場合があります。

□公表場所

高潮浸水想定区域図：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/takasiosinsou.html>

洪水浸水想定区域図：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/kouzuinsou.html>

香川県オープンデータカタログサイト（公表図のSHAPEデータ）：

<https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/>

【協力依頼】

新たに指定された高潮浸水想定区域および洪水浸水想定区域に要配慮者利用施設がある場合は、下記の作業を実施していただくようお願いします。

- ・ 地域防災計画の修正
- ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施依頼

6 水害・土砂災害に関する広報の充実

(1) 概要

□概要

県では、住民の皆様の迅速な避難行動につなげるため、毎年、大雨シーズン前には、新聞等において平時における水害・土砂災害リスク情報の確認や、台風や集中豪雨のときの情報収集等について呼びかけています。



令和6年9月14日四国新聞

□R6年度実績

新聞広告	R6. 6. 29	水害・土砂災害から命を守るために
	R6. 9. 14	水害・土砂災害から命を守るために
	R7. 3. 11	防災香川（巨大地震に備えよう）

7 防災教育の促進(1/5)

(1) 概要

□防災教育

防災教育とは、**究極的には命を守ることを学ぶ**ことであり、そのためには、災害発生 の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処を学ぶこと、そして、それを実践に移すことが重要です。

(出展：内閣府防災情報ページ)

□防災教育の促進

香川県では、防災教育の促進のため、講習会や出前講座の実施、イベントの開催、広報装置の派遣、教育副読本の作成等を行っています。



7 防災教育の促進(2/5)

(1) 概要

□これまでの取り組み

○出前講座の実施

香川県では、防災教育の一環として、小学校や民間企業などに講習会や出前講座を実施しています。

○イベントの開催

防災について、広く知識を深めていただくために、自衛隊、高松地方気象台、香川大学等の協力のもと「かがわ防災フェスタ」を毎年開催しています。

○広報装置の派遣

土砂災害防止に関する認識を深めるとともに、被害の防止、軽減を図るため、四国地方整備局が所有している、降雨体験装置や土石流3Dシアターを各種イベントに派遣していただいています。

○土砂災害模型の貸出

防災訓練や教育現場等に土石流、地すべり、がけ崩れの3種類の模型ほか、災害に関するパネルの貸出を行っています。

○教育副読本

小学生に土砂災害の知識を深めてもらうために「土砂災害から身を守ろう」と題した教育副読本を作成しています。

7 防災教育の促進(3/5)

(2) 取り組み状況

□今年度の取り組み

【かがわ防災フェスタ】

参加無料!
来場者プレゼント
あり! ※先着順

かがわ防災 フェスタ 2024

みて! さわって! 体験して! 楽しみながら防災や消防について学びましょう! ぜひご来場ください!

＜常設ブース＞
消防車両・自衛隊車両展示
お天気教室
土砂災害体験コーナー
ミニ消防車乗車体験 (13:00まで)
防災ヘリコプター体験 (組立後)
防災センター体験 (当日予約)
防災キッチンカーによる飲食販売
・・・他にも盛りだくさん!

＜イベント＞
ぼうさいのおはなし (11:00-11:30
213:00-14:30)
宇多津町消防団訓練披露 (11:00-11:30
211:00-211:30)
琴平町消防団編法披露 (11:00-11:30)
防災ヘリ訓練披露 (13:30-14:00)

9.28 [土]
10:00-15:00
in 香川県消防学校
香川県防災センター
(高松市生島町589-11)

主催 香川県、(公財)香川県消防協会 ☎087-832-3182 (当日☎087-881-3281)
特別協力 自衛隊香川県地方協力本部、高松地方気象台、香川大学四国危機管理運営・研究・地域連携推進機構、
国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、国土交通省四国山地砂防事務所、
香川県砂防ボランティア協会、高松市危機管理課、(公社)香川県警防衛会、
宇多津町消防団、綾川町消防団、琴平町消防団、高松市消防団香川大学防災サポートチーム、
香川県婦人団体連絡協議会、香川県女性防火クラブ連絡協議会、(一社)香川県キッチンカー協会

県HPをチェック!

チラシ



降雨体験装置



土砂災害模型実験などを出店

7 防災教育の促進(4/5)

(2) 取り組み状況

◎環境キャラバン隊

…小中学校を中心に学校や地域で県職員が講師となり環境学習を行う出前講座

令和6年度から環境政策課の実施する「**環境キャラバン隊**」のプログラムの1つとして河川砂防課の出前講座が加わりました。

プログラム名：気候変動と防災

概 要：気候変動の原因や私たちの暮らしへの影響について知り、県内で発生した災害や模型を使い災害について分かりやすく学びます。頻発化・激甚化する災害に対して、被害を少なくするために出来ることや避難の方法など、災害への備えについて学びます。

○学校での出前講座について積極的な声かけ、環境キャラバン隊のご活用をお願いします。

7 防災教育の促進(5/5)

(2) 取り組み状況

◎小学校教員向け手引き「学校における『砂防学習』」の周知

**学校における
砂防学習**
—土砂災害から命を守るために—

判型・頁数 A4判/60頁
発行日 令和7年3月
編集・発行 砂防教育支援研究会

自然災害について学習指導要領に記載された指導事項をはじめ、小学校において土砂災害や砂防について、ぜひとも理解しておいていただきたい指導に関わる知識や情報を解説！

■ 主な活用対象者
小学校教員、教育委員会職員、砂防事業関係者

■ 本書の活用例
・学習指導要領で示されている自然災害の学習において土砂災害を取り上げる際の参考に。
・特に学区内に土砂災害警戒区域がある小学校での防災学習。

**「土砂災害から
命を守る教育を」**
北 俣夫
(一財)総合初等教育研究所 参与

わが国の国土は山がちで、降雨や地震、火山が多く、これらが原因で、毎年各地で土砂災害が発生しています。尊い生命が犠牲になり、貴重な財産が被害を受けることがたびたびあります。いま学校において、ふだんの教育活動のなかで、自然災害を自分のこととして受けとめ、自分の身は自分で守る子どもを育てることが一層重要になっています。

本手引き『学校における砂防学習』は、各地で頻繁に発生している土砂災害に焦点を当て、指導に当たって必要な知識や情報をとりまとめたものです。各学校で有効に活用され、防災教育、とりわけ土砂災害から命を守る教育(砂防学習)が一層充実することを願っています。

砂防教育支援研究会 数甚な土砂災害が多発するわが国において、若い世代のうちに防災意識を育む「砂防教育」支援の広がりを目指す、学校教育関係者(校長先生)と砂防事業関係者(砂防ボランティア等)で構成する研究会です。

砂防教育支援研究会

「学校における砂防学習—土砂災害から命を守るために—」掲載内容

第1章 土砂災害と砂防の基礎知識
土砂災害や砂防についての基礎的な知識を、Q&Aの形式でわかりやすく解説。
・土砂災害とはどんな災害ですか？また、砂防とは何ですか？
・土砂災害はどのような原因で発生するのですか？
・土砂災害の特徴は何ですか？
・わが国では、なぜ土砂災害が起こりやすいのですか？ ほか

第2章 砂防学習における実践のヒント
社会科や理科などの教科で、砂防学習の場を想定して指導する際の実践のヒントを解説。
・土砂災害に関する法律には、学校教育の役割がどのように規定されているのですか？
・土砂災害と学習指導要領との関係はどうなっているのですか？
・小学校社会科の学習指導要領には、土砂災害などの自然災害について、どのように示されているのですか？ ほか

第3章 土砂災害を教科等で取り上げた指導例
社会科、理科、総合的な学習の時間に、土砂災害や砂防を取り上げた指導例を紹介。実践の模範は学校現場の8名の先生方から提供いただきました。

第4章 「資料集」作成のためのテンプレート
砂防学習を展開する際に活用する、子ども向けの「資料集」の構成と内容をサンプルとして紹介。「資料集」を活用した学習指導案も掲載。
※サンプル「資料集」はテンプレートとして活用いただけます。

・本手引きは、小学校における砂防学習を支援する教師を支援する目的で作成されたものです。
・本手引きには印刷用と電子データがあります。活用について、ぜひ市区町村の教育委員会及び校長会までご確認ください。
・本手引きの印刷用を希望される市区町村教育委員会または校長会の代表の方は、7月5日まで下記研究会事務局の「砂防学習手引き」印刷用希望書から申し込みください。また、電子データを希望される方は、下記研究会事務局の「砂防学習手引き」ダウンロード希望書から申し込みください(こちらは随時受け付けします)。いずれも代金は無料です。

砂防教育支援研究会事務局 URL: https://www.sabops.or.jp/library/sabo_education_support/
〈お問合せ先〉NPO法人 土砂災害防止広報センター TEL 03-5614-1114

8 避難訓練への地域住民の参加促進(1/4)

(1) 概要

□法律等

平成27年に改正された「土砂災害防止法」では、土砂災害に係る避難訓練の事項が盛り込まれ、「土砂災害防止対策基本指針」では、土砂災害に係る避難訓練は毎年1回以上実施することが基本とされました。

□土砂災害防止月間

国土交通省と都道府県では、防災・減災の取り組みの一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。

その取組の一つとして、住民、市町村、都道府県、国、防災関係機関等による「土砂災害・全国防災訓練」を実施しています。



避難所運営に関する机上訓練
(綾川町・自治会連合会)



避難者の受付訓練
(小豆島町・安田自治会)



出典：NPO法人土砂災害防止広報センター

8 避難訓練への地域住民の参加促進(2/4)

(2) 取り組み状況

【住民参加型の土砂災害・全国防災訓練（綾川町）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和6年11月17日・24日 9時～12時
2. 開催機関: 綾川町、綾川町自治会連合会、綾川町自主防災組織、綾歌郡医師会、歯科医師会、薬剤師会
3. 訓練参加者: 300人
4. 主な訓練内容
 - ・避難所受入れ
 - ・避難所設営
 - ・避難所資機材の取り扱い
5. 訓練で工夫した点
 - ・住民が主体となる避難所運営
6. 訓練により判明した課題
 - ・避難者が主体となる避難所運営の周知度
 - ・避難所備蓄資機材の認知度



「要配慮者の受付要領



避難所資機材を使用した患者搬送



避難所設営

8 避難訓練への地域住民の参加促進(3/4)

(2) 取り組み状況

【住民参加型の土砂災害・全国防災訓練（東かがわ市坂元地区）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和6年7月7日 8時00分～10時00分
2. 開催機関: 坂元自治会員、香川県防災士会東讃支部、東かがわ市、東かがわ市消防団、香川県
3. 訓練参加者: 40人
4. 主な訓練内容
 - ・防災まち歩き
 - ・防災講習会
5. 訓練で工夫した点
 - ・実際に危険箇所を歩いて回り、危険箇所の理解向上に努めた。
6. 訓練により判明した課題
 - ・地元の危機意識向上



防災講習会(集会所)



防災まち歩き①



防災まち歩き②

8 避難訓練への地域住民の参加促進(4/4)

(2) 取り組み状況

□今後の取り組み

土砂災害警戒区域等における住民参加による実践的な訓練を行うことで、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図ります。



避難場所を決めておく



崩れそうながけが無いか確認しておく



家族との連絡先を決めておく

出典：土砂災害防止広報センターHP

【協力依頼】

土砂災害警戒区域等における住民参加による実践的な防災訓練の実施をお願いします。
また、実施した避難訓練の取り組みについて、資料の提供をお願いします。

9 タイムラインの策定(1/4)

(1) 概要

□タイムラインの定義

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。

「いつ」	・・・	主な災害の発生時点から逆算した時間帯
「誰が」	・・・	防災機関や組織または住民
「何をするか」	・・・	事前に行う防災行動内容（あらかじめ調整し決める）

□水害対応タイムライン

水害を対象としたタイムライン（水害対応タイムライン）は、住民の避難に着目した「避難指示着目型タイムライン」と、河川の特徴に応じて多様な防災行動を対象として、社会経済被害の最小化を目指し多くの関係機関が連携し作成・運用する「多機関連携型タイムライン」があります。

水害対応タイムライン

避難指示着目型タイムライン

市町長による避難指示等の発令に着目し、河川管理者と市町長等が協力して作成します

多機関連携型タイムライン

地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運営します

9 タイムラインの策定(2/4)

(2) 取り組み状況

□香川県におけるタイムラインの策定

平成28年度に洪水予報河川および水位周知河川の12河川について、「避難指示着目型タイムライン」を市町と連携して策定し、平成29年度から本格運用を行っており、その後、新たに水位周知河川に指定された3河川を追加し、次表のとおり計15河川においてタイムラインを策定しています。

□タイムラインの活用等

作成したタイムラインについては、毎年5月に市町とともに確認を行うとともに、洪水等の対応に関する訓練の際にも活用しています。

また、災害対応やその振り返り、訓練等の際に明らかとなった課題を踏まえて、随時、見直しを行っていくこととしています。

【協力依頼】

訓練等の際に明らかになった課題等がありましたら見直しを行いますので、御報告をお願いします。

また、人事異動の際、後任の水防担当者への引継ぎを確実に行ってください。

9 タイムラインの策定(3/4)

(2) 取り組み状況

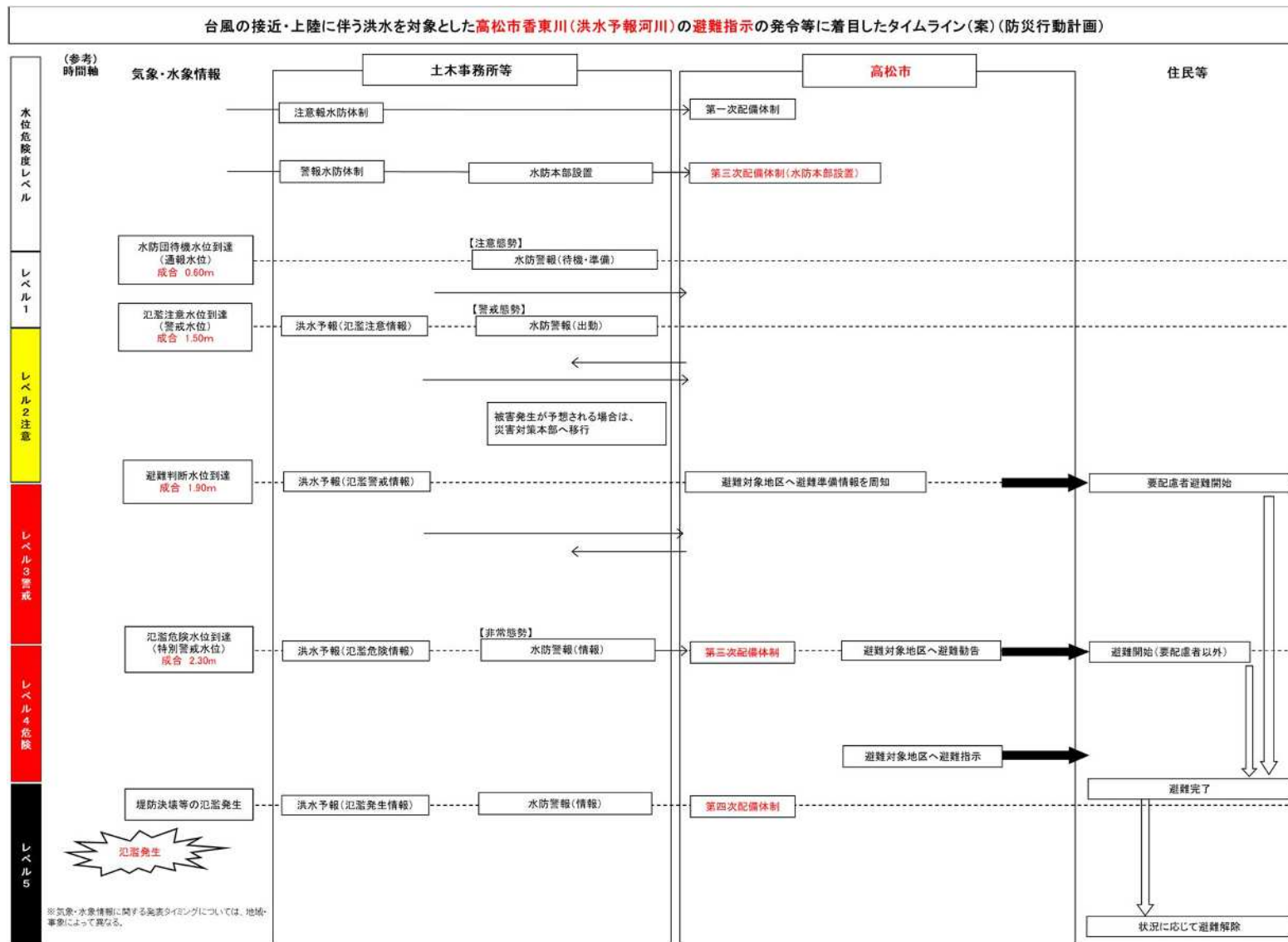
□タイムライン策定状況

区分	水系名	河川名	市町名	策定年度
洪水予報河川	香東川	香東川	高松市	H28
水位周知河川	津田川	津田川	さぬき市	〃
	鴨部川	鴨部川（上流）	三木町	〃
		鴨部川（下流）	さぬき市	〃
	新川	新川（上流）	三木町	〃
		新川（下流）	高松市	〃
		春日川（上流）	高松市	〃
		春日川（下流）	高松市	R3(分割による追加)
		吉田川	高松市	R4
	本津川	本津川（上流）	綾川町	H28
		本津川（下流）	高松市	〃
	綾川	綾川（上流）	丸亀市	〃
			綾川町	〃
		綾川（下流）	坂出市	〃
	大東川	大東川（上流）	丸亀市	〃
		大東川（下流）	坂出市	〃
			宇多津町	〃
	金倉川	金倉川	丸亀市	〃
			善通寺市	〃
			まんのう町	〃
			琴平町	〃
			多度津町	〃
	弘田川	弘田川	多度津町	R4
	高瀬川	高瀬川（上流）	三豊市	H28
		高瀬川（下流）	三豊市	〃
	財田川	財田川（上流）	三豊市	〃
		財田川（下流）	観音寺市	R3(分割による追加)
			三豊市	〃
	柞田川	柞田川	観音寺市	R4

9 タイムラインの策定(4/4)

(2) 取り組み状況

□タイムライン（例. 高松市香東川）



10 水防情報システムからの河川水位等の自動通知(1/3)

(1) 概要

□水防警報の発表、水位情報の通知
水防法により、指定河川の洪水に関する水防警報の発表、水位情報の通知を、
県の水防計画に基づき各市町や高松地方気象台に通知連絡しています。

□令和6年度までの運用
県危機管理課の「防災情報システム」により、各市町に水位到達情報等を
通知し、通知アプリで受信確認。
また、高松地方気象台にはFAXを送信し、電話で受信確認。



□令和7年度からの運用
県河川砂防課の「水防情報システム」により、各市町及び高松地方気象台に
水位到達情報等を通知し、ウェブサイトで受信確認。

10 水防情報システムからの河川水位等の自動通知(2/3)

(2) 取り組み状況

□「水防情報システム」による自動通知

1. 通知内容と受信確認

香川県水防情報システム 【高松市 河港課】

通知確認 メンテナンス

現在時刻: 2024年09月02日 18時43分

通知確認

一覧へ戻る

送信日時	通知種別	情報種別	発表事務所	件名	確認状態	受信確認日時	受信確認者
2024/09/02 14:55:00	自動	水位到達情報	高松土木事務所	水位到達情報	自動	未確認	

■ 通知内容 PDF 手動添付PDF 表示

別添-4 河港危険情報(特別警戒水位)発表様式
津澤川(下流)

令和 6年 9月 2日 18時 0分
香川県高松土木事務所発表

【警戒レベル4相当情報(洪水)】
河港危険情報(特別警戒水位到達)

1 本津川(下流)の国分寺水位観測所(高松市国分寺町)では、2日 14時 55分頃に避難指示等の発令の目安となる河港危険水位(特別警戒水位)に到達しました。
2 国分寺地点の水位は、2日 18時 55分までの1時間におよそ20.32m水位が上昇しました。
3 今後もしばらくは水位が上昇する恐れがあります。
4 堤防の低い所では、氾濫の恐れがあります。

【市町水防担当確認】
水防対策マニュアルリストに基づき、避難対象地区への避難指示発令、一般住民の方や地域防災計画に位置づけられた地下施設や重要施設等利用施設への水位到達情報の周知など、水害対応も適切に行ってください。
さらに水位が上昇し、氾濫が発生した場合の対応も確認してください。

参考: 本津川(下流) 国分寺水位観測所(高松市国分寺町)
(受け持ち区域は高松市国分寺町(津澤川町の行政界)から浦まで)

河港危険水位 4.00m
水防法に基づき設定される洪水特別水位
いっそう危険な状態に陥る恐れがある状態
避難等の対応発生に対する対応を求める段階
避難準備水位 3.00m
避難準備が進行する恐れがある人、急速に
水位が上がりやすい中小規模河川の近くに住民が逃げ遅れる危険
の恐れがある状態
避難指示水位 2.00m
避難指示が発令される状態
河港危険水位: 河港危険水位: 水防観測所受け持ち区域の危険箇所を避難準備水位、河港危険水位を水防観測所に換算した水位
河港危険水位: 高松土木事務所 電話: 999-99-9999
【お問い合わせ先】 香川県ホームページのかわり防災Webポータルからご覧ください。
(http://www.dousai-kagawa.jp/)

■ 受信確認

通知先: 高松市 河港課

受信確認者:

備考:

登録

↑ 通知内容

↑ 受信確認

10 水防情報システムからの河川水位等の自動通知(3/3)

(2) 取り組み状況

2. 自動通知機能で通知する情報一覧

<水位>

- ・ 水防警報発表「準備」 (警戒レベル1相当)
- ・ 水防警報発表「準備」 (警戒レベル2相当)
- ・ 氾濫警戒情報発表 (警戒レベル3相当)
- ・ 氾濫危険情報発表 (警戒レベル4相当)

<潮位>

- ・ 高潮氾濫発生情報発表 (警戒レベル5相当)

<土砂災害警戒情報>

- ・ 発表
- ・ 解除

<雨量>

- ・ 時間雨量基準値超過 (時間雨量20mm)
- ・ 累計雨量基準値超過 (累計雨量80mm)

【協力依頼】

河川水位や土砂災害警戒情報は、避難指示等の避難情報発令の目安になる重要な情報です。

水位到達情報等の通知がありましたら、通知情報の内容を確認をお願いします。

11 自然災害伝承碑について (1/4)

(1) 概要

□自然災害伝承碑とは

- ・ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメントです。
- ・ 当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多く、地図を通じて伝えることは、地域住民による防災意識の向上に役立つと期待されます。
- ・ 2万5千分1地形図に地図記号として掲載をしているほか、地理院地図ではアイコンをクリックすることで、碑の写真や伝承する災害名、伝承内容などを確認できます。



地図記号

※以前は、概念的に記念碑 [〇]（ある出来事や人の功績などを記念して建てられた碑やモニュメント）に含まれていました。



地理院地図表示アイコン



地理院地図（自然災害伝承碑を表示）

概要	
碑名	水害碑
災害名	洪水・土石流 (1907年7月15日)
災害種別	洪水・土砂災害
建立年	1910
所在地	広島県安芸郡坂町小屋浦 四丁目
伝承内容	明治40年(1907)7月15日、数日来降り続いた豪雨により天地川や総頭川で土石流が発生した。この未曾有の大災害により、小屋浦地区では43戸の家屋がつぶれ、44名の命が奪われた。 関連外部サイトへのリンク先
制限事項	

ID:34309-002



出典：国土地理院のHPに掲載の「自然災害伝承碑の取組を紹介する資料」を加工して作成

11 自然災害伝承碑について (2/4)

(2) 取り組み状況

□ 自然災害伝承碑の取組の歴史

平成30年 7月	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
平成31年 3月15日	測量行政懇談会で <u>自然災害伝承碑の取組開始を報告し、報道発表</u>
令和元年 6月14日	2万5千分1地形図図式が一部改正され、正式に自然災害伝承碑の地図記号が制定される
令和元年 6月19日	<u>地理院地図に掲載開始</u>
令和元年 9月 1日	自然災害伝承碑を掲載した2万5千分1地形図を初めて刊行
令和 2年 7月16日	自然災害伝承碑の <u>掲載数が1,000基を超える</u>
令和 3年11月29日	更なる利活用推進のため、ハザードマップポータルサイトの重なるハザードマップへの掲載を開始
令和 4年 9月28日	自然災害伝承碑の <u>掲載数が1,500基を超える</u>
令和 5年 9月28日	自然災害伝承碑の <u>掲載数が2,000基を超える</u>



香川県では、
19基が登録されています。
(令和7年6月16日現在)

【内訳】 観音寺市4基、さぬき市2基、
東かがわ市4基、三豊市2基、
小豆島町6基、高松市1基

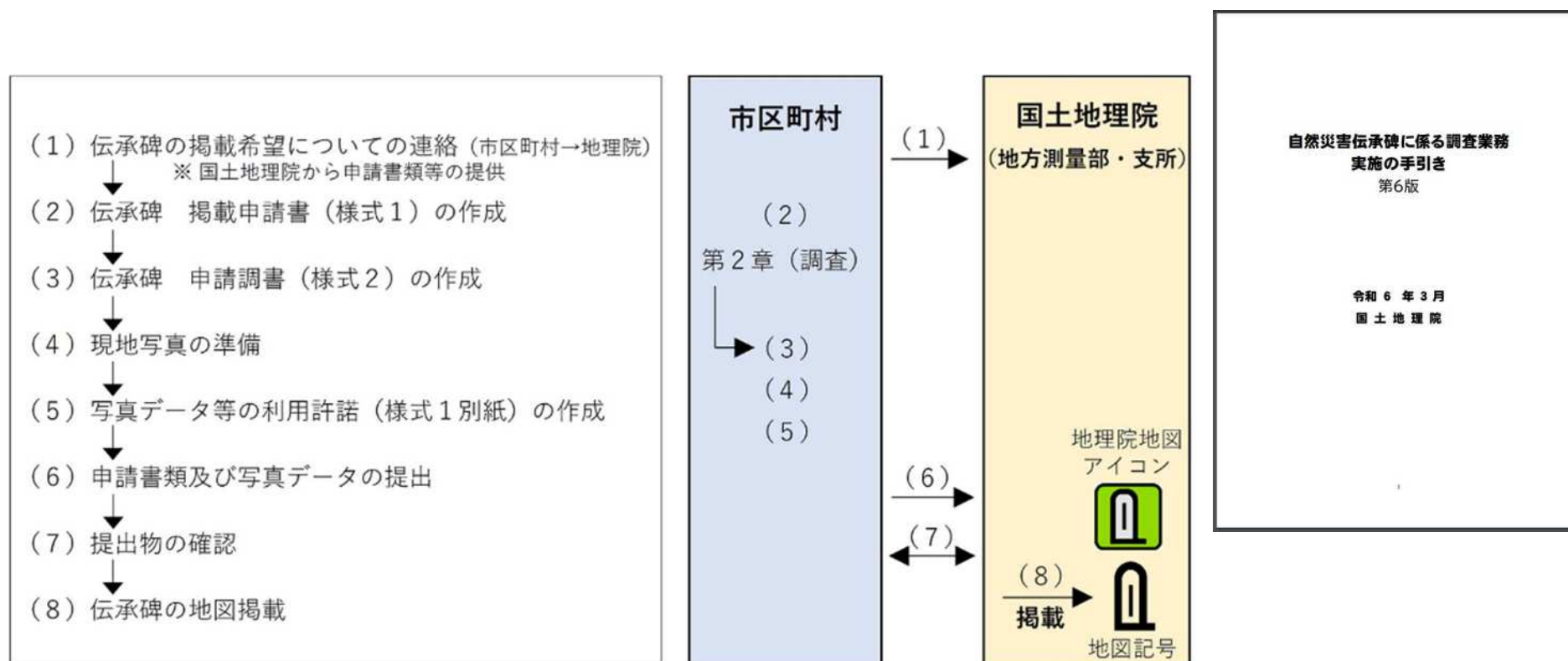
出典：国土地理院のHPに掲載の「自然災害伝承碑の取組の歴史」及び「自然災害伝承碑の取組を紹介する資料」を加工して作成

11 自然災害伝承碑について (3/4)

(2) 取り組み状況

□自然災害伝承碑への掲載について

地理院地図等で自然災害伝承碑の情報を掲載するに当たっては、市町において管内の自然災害伝承碑について自ら把握していただき、国土地理院へ申請していただくこととしております。



出典：国土地理院のHPに掲載の「自然災害伝承碑＞市区町村担当者の皆様へ」を加工して作成

11 自然災害伝承碑について (4/4)

(2) 取り組み状況

【参考サイト】

国土交通省 国土地理院（自然災害伝承碑）

<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>

国土交通省 国土地理院（自然災害伝承碑＞市区町村担当者の皆様へ）

https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_info.html

【申請・掲載に関するお問い合わせ先】

国土地理院 四国地方測量部

連絡先：087－811－1900（代表）

e-mail：gsi-bosai-08-si@gxb.mlit.go.jp

【協力依頼】

県内で未登録の「自然災害伝承碑」がありましたら、国土地理院 四国地方測量部まで情報提供をお願いします。

12 出水対策について(1/2)

(1) 概要

近年、気候変動の影響により風水害が頻発化・激甚化する他、出水期が早まる傾向も見られ、本県においても、昨年、一昨年と5月に大雨による被害が生じるなど、風水害のリスクが高まっている。

R7.4.17付国水防第12号「出水対策について」を発出
(国土交通省水管理・国土保全局長通知)

1. 所管施設等の管理について

2. 災害時の体制の充実・強化

3. 市町村等への支援措置について

4. TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について

5. 関係機関による連携体制の強化

国からの通知でも、以下の留意点が示されている。

○出水対策の実施にあたっては、多くの関係者との事前の備えと連携を強化し、防災・減災に係る取組を積極的に進められるよう配慮の上、万全を期すこと。

○出水期前でも豪雨により災害が発生していることから、出水期前から洪水等の発生を想定するなど、十分な対応に取り組むこと。

出水対策の再確認！

12 出水対策について(2/2)

(2) 水防体制の強化

○施設管理者による施設点検

- ・ 出水期前点検を前倒して4月中の完了を目標とするとともに、施設が高潮時や洪水時に（操作規則で）想定される動作ができるかを点検する。

○体制の強化

- ・ 施設管理者（県・市町）、水防管理者（市町）、操作者の情報伝達体制等を確実なものとするため、毎年度初めに連絡体制を確認する。
- ・ 施設の動作確認と併せた操作訓練を出水期前に実施し、確実に施設の操作に異常がないか確認（出水期前の施設点検と2重チェック）できる体制を確立する。

○危機意識の共有

- ・ 異常時（高潮、豪雨等）に危険度の高い箇所を再確認する。
- ・ 県、市町で共通の危機意識を持って水防活動に取り組めるよう、地域ごとの課題や問題点などを共有する。県は、必要に応じて操作規則の改定や施設の補修工事等を行う。

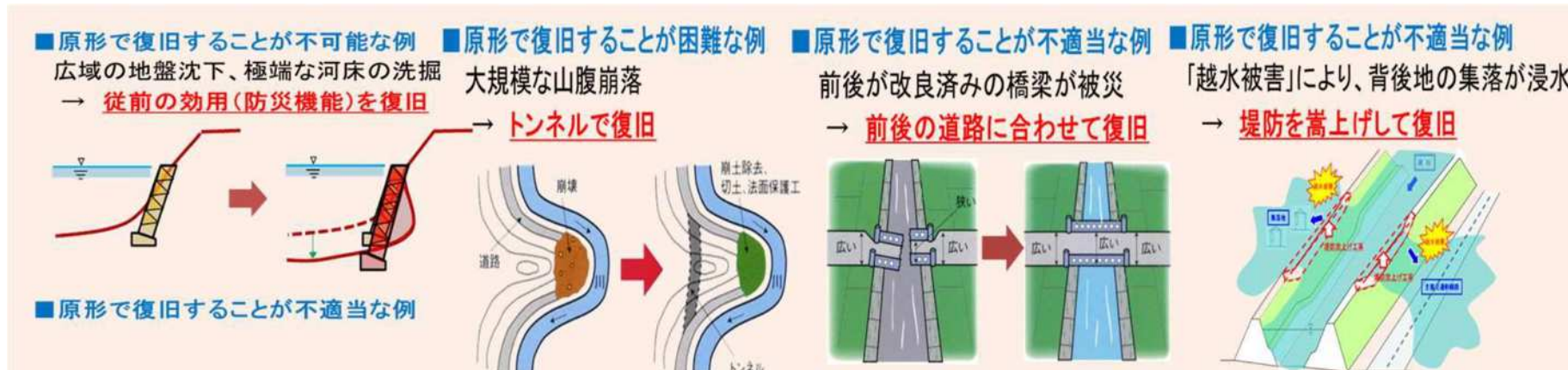
水災害から地域住民の生命を守るため、事前の備えと県と市町の連携を強化し、今後の水防対策に取り組む。

13 災害復旧事業に関する留意事項について (1/4)

(1) 災害復旧事業でよく誤解されていること

① 災害復旧事業は「元どおり」しかできないの？

- この「原形復旧」は「元どおりにすること」のみではありません。
 - 原形復旧が困難な場合や不適当な場合は、**形状・寸法・材質・位置を変更して、従前の機能の復旧を図ることも可能**です。
- ・ 災害復旧事業は、治水事業や道路改修事業のように、災害の未然防止、或いは積極的に施設の効用を増大したりする事業ではなく、公共土木施設が災害を被った場合に、その施設の従前の効用を速やかに回復して公共の福祉を確保することを目的としています。
 - ・ 従って、災害復旧事業の原則は被災した施設を原形に復旧することにあるとしています。
 - ・ しかし、災害の状況によっては、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合があり、このような場合にはこれに代わるものを実施することは災害復旧事業とみなす事としています。
 - ・ 災害復旧事業には、原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不適当の4ケースがあります。



出典：国土交通省 令和7年度災害復旧事業主管課長会議資料より

13 災害復旧事業に関する留意事項について (2/4)

(1) 災害復旧事業でよく誤解されていること

② 災害復旧事業は、「3年以内に完了」しなければならないの？

- 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法で定める「3箇年度以内」は、地方公共団体が早期に事業を完了しようとする場合に、それができるように、財政の許す範囲において、政府が3箇年度以内に必要な予算措置をすることを定めたもの。
- 工事の規模、難易度、地形条件等により3箇年度以内に完了しない場合も、**必要な手続きを経て、4箇年度以降も最後まで必要な予算措置**を講じることとしています。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(抜粋)】

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二

政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

③ 災害査定が終わるまで現場に着手できないの？

- 速やかに復旧すべき箇所では、災害査定を待たずに応急工事を実施できます。
- 応急工事には、応急本工事と応急仮工事があり、最終的に災害復旧に含めて採択されます。
- 応急本工事は、復旧工事の全部または一部となる工事を応急的に先行して実施するものです。
- 応急仮工事は、河川の場合は仮締切や欠壊防止、道路の場合は仮道、仮さん道、仮橋など、対象施設は限定され、必要最小限までが負担法の対象となります。



申請者として悩むのは…

- ・ 負担法の対象になるか否か
- ・ 応急本工事と応急仮工事の別

災害後に悩む場合は…

- ・ 速やかに都道府県や防災課へ相談
- ・ 災害緊急調査、災害復旧技術専門家派遣を要請

※大規模災害時に早期確認型査定を行う場合についても、査定前着工を実施できます。

出典：国土交通省 令和7年度災害復旧事業主管課長会議資料より

13 災害復旧事業に関する留意事項について (3/4)

(2) 技術的支援・ガイドライン

災害緊急調査・災害復旧技術専門家派遣制度

災害緊急調査

- ◆ 大規模な災害の復旧方針を樹立することを主目的
- ◆ 被災県等からの要請や防災課が必要と判断した場合に実施（**災害査定官**が調査官）

【支援の内容】

主に**県事業**を対象

- 被災状況の迅速な把握
- 公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導

【令和6年の実績】

- 能登半島地震（石川県）
- 梅雨前線豪雨（山形県、秋田県）
- 台風5号（岩手県）



災害復旧技術専門家派遣

- ◆ 災害経験や技術職員数が不足している自治体への技術支援を主目的
- ◆ 被災市町村等からの要請に基づいて、全国防災協会が認定・登録した**技術専門家**を派遣

【支援の内容】

主に**市町村事業**を対象

- 災害調査に関する支援
- 公共土木施設に対する復旧工法に関する助言

【令和6年の実績】

- 能登半島地震（石川県羽咋市、能美市）
- 梅雨前線豪雨（山形県酒田市、真室川町、庄内町、鮭川村）



出典：国土交通省 令和7年度災害復旧事業主管課長会議資料より

13 災害復旧事業に関する留意事項について (4/4)

(2) 技術的支援・ガイドライン

市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン

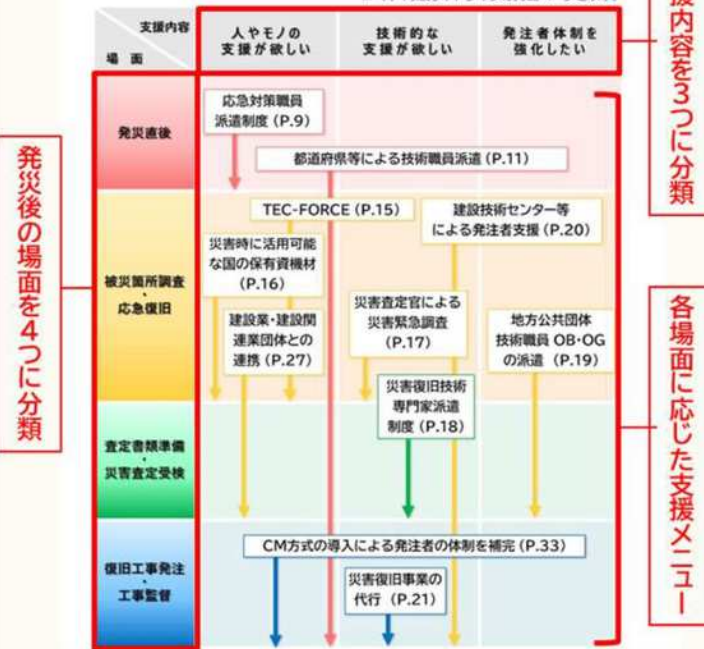
- ・ 災害対応に従事する市町村職員向けに、大規模災害時においても迅速かつ円滑に災害復旧事業を遂行できるよう、支援制度や参考となる取組、地域の先進事例などについてまとめたもの。
- ・ いざ大規模災害が発生した時に『躊躇なく』支援制度の活用を検討できるよう、事前に必要となる支援をピックアップしておくなど、平時からの準備が重要。

■ガイドラインの特徴

支援制度等の活用早見表

下表は、ガイドラインに掲載している11の支援制度等を、災害復旧事業の場面と支援内容に応じ体系化したものです。

※（ ）内はガイドラインの掲載ページを示す。



■支援方策の一例

平時からどのような制度があるかをピックアップしておくことが重要！

応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき

災害査定官による災害緊急調査

災害緊急調査とは

大規模な災害の場合に、国土交通省本省の災害査定官を現地に派遣し、公共土木施設に対する応急復旧工法や改良復旧を含めた被災箇所の復旧方針・工法等に関する技術的助言を実施します。



応急工事(査定前着工)に向けて

速やかに復旧すべき箇所では、災害査定を待たずに管理者の判断で復旧工事を実施できます。災害緊急調査においては、経験豊富な本省災害査定官が、被災状況や現地の状況を踏まえ、これから実施する応急工事の内容に対する技術的助言に加え、既に実施した応急工事が災害復旧事業の対象となるが確認し、申請に向けたアドバイスをいたします。



大規模な災害を受け、具体的な対策方法や負担法の適用等に悩んだら、災害緊急調査を御活用下さい。災害緊急調査の要請は、国土交通省水管理・国土安全局防災課までお問合せ下さい。



制度名称・取組
名称を表示

活用場面を表
示

制度活用の必要
情報を表示
・制度概要
・支援内容
・費用負担
など

補足情報を表
示
・問合せ先
・参考HPの
URL など

出典：国土交通省 令和7年度災害復旧事業主管課長会議資料より